

町長発！『がんばるトーク』

町長 上川 元張



梅雨が明け、本格的な夏を迎えました。今年は稲の生育も順調で、一面青々と茂った田んぼを吹き渡る青

田風は、日本の原風景です。農地は、食料生産のみならず、水田のダム機能など洪水防止、農村の伝統的景観、生物多様性、癒しや安らぎの場の提供、子どもたちへの環境教育のほか、人々の生活文化や伝統的な祭事などむらづくりとも密接に結び付き、様々な公益的機能を持っています。最近ではクマの出没が相次いでおり、野生生物との棲み分けの緩衝地帯としての役割も注目されています。

しかし近年、過疎化・高齢化により、農地の維持管理が困難となり、遊休農地の増加が全国的な課題となっています。「農業をリタイアして誰かに田んぼを貸したい」とか、「農地を駐車場にしたい」など農地の処分を考える農家は少なくありません。そんな時に地域の農地を守り、活かす役割を果たすのが農業委員会です。具体的な役割は以下のとおりです。

① 農地の権利移動の許可

農地の売買や賃借を許可し、適正な農地利用が守られるよう管理する。

② 農地転用の審査

農地を住宅や工場など別の用途へ転用する際の審査を行い、優良

農地を確保する。

③ 農地利用の最適化

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地の利用調整・あっせんを行う。

農業委員会は、戦後の農地改革を経て誕生した組織であり、長らく地域の農業者の自治組織として、委員は選挙で選ばれる「公選制」でした。平成28年の農業委員会法改正により、市町村長が議会の同意を得て直接任命する「任命制」に移行しました。また、同改正により、新たに、担い手への農地集積や遊休農地の解消を現場で推進する農地利用適正化推進委員が創設され、農地の売買や転用の審査を行う農業委員と共同して、農地の適正利用を進めることとされました。農業委員会は市町村から独立した行政委員会で、任期は3年です。現在、若桜町では農業委員が10名、農地利用最適化推進委員が2名の合計12名が任命されており、今年7月下旬から新たな任期がスタートしました。

一昨年度、地域農業の未来の設計図といわれる「地域計画」を策定しました。この計画は、高齢化や担い手不足が進む地域農業を守るため、「10年後に誰がどの農地を耕作するか」を一筆ごとに地図に落とし込ん

だものです。将来、リタイアする農家が出た場合に備えて、予め利用調整を図ることで、農地を集約して作業を効率化し、遊休農地の発生を防ぐ趣旨です。策定にあたり、農業委員会の委員が地区単位での話し合いに参加し、住民の意見をまとめ、必要な調整を行うなど、現場の最前線で重要な役割を果たしました。この計画は今後の農地政策の基本となるもので、策定後も実情に応じて柔軟な見直しが求められています。

農地を守ることは、極論すれば村を残すことです。農業委員会に期待される役割はますます大きく、このたび任命された新委員のご活躍を期待します。



▲地域計画の策定協議の様子